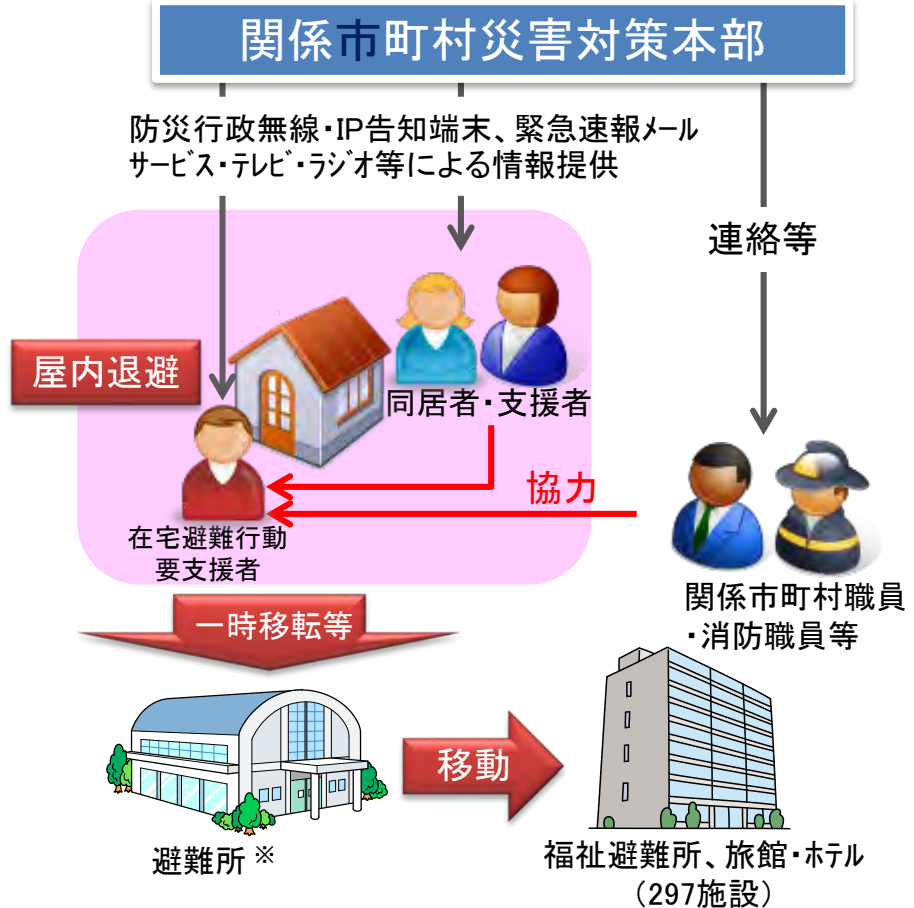


UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置【P】

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、IP告知端末、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。【P】
- 連絡がとれない場合は、関係市町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等に協力。【P】
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町村が選定する避難所に移動。その後、関係市町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、健康状態に応じて福祉避難所や避難生活環境がより良い旅館・ホテルに、優先的に移動させる。【P】



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

関係市町村	UPZ内
ひがしどおりむら 東通村	77人 (●●人)
むつ市	●●人 (●●人)
のへじまち 野辺地町	1人 (1人)
よこはままち 横浜町	362人 (●●人)
ろっかしよむら 六ヶ所村	155人 (●●人)
合計	●●●人 (●●●人)

※1 ()内は支援者有り。
 ※2 人数は、平成●年●月●日現在。
 ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

※ 六ヶ所村においては、一次避難施設を経由

- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した施設又は近傍のコンクリート建屋へ移動。**【P】**
- 発電所から概ね10Km圏内を中心に、放射線防護機能を付加した施設(4施設)を整備し、最大●●人を収容可能**【P】**
- また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。**【P】**
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、●●●により食料等を供給。**【P】**



放射線防護対策施設(4施設)

ひがしどおり
東通中学校 (PAZ兼用)
 (収容可能者数: 350人)



おくない
奥内小学校
 (収容可能者数: 300人)

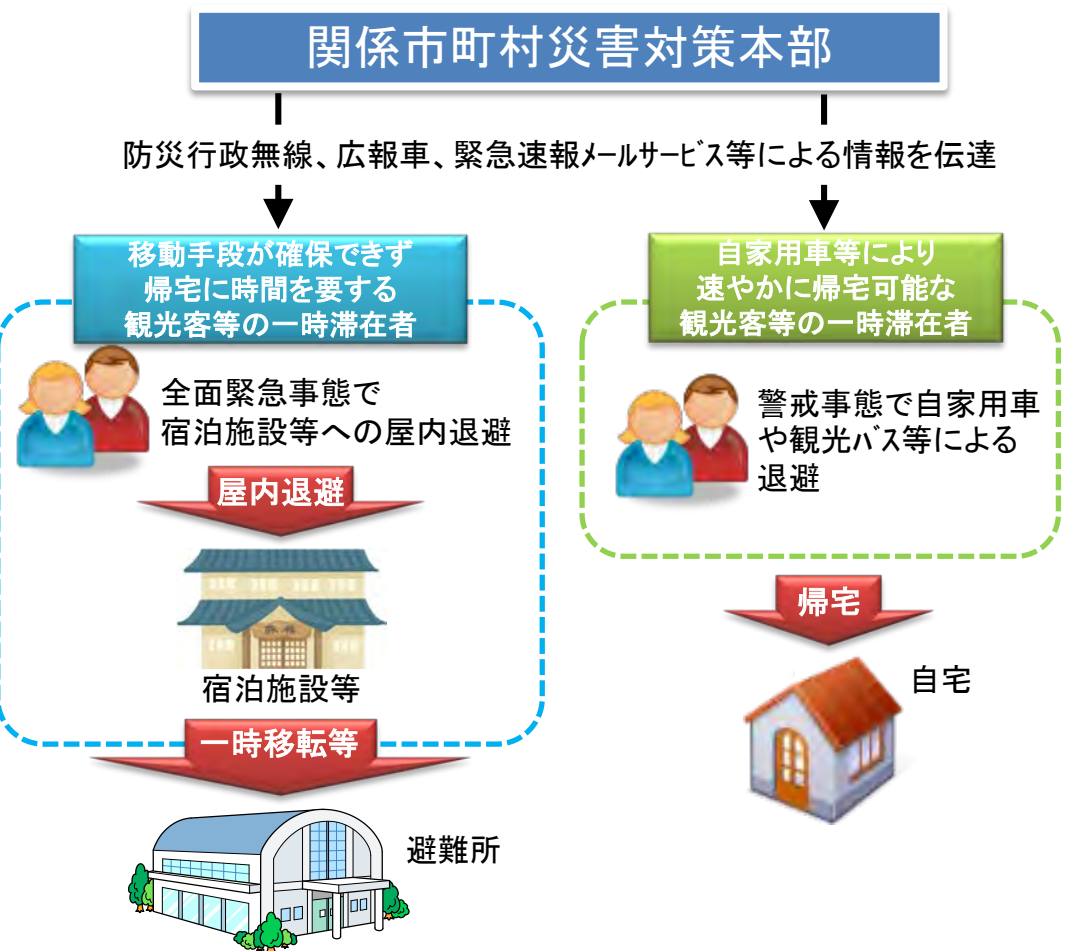


とまり
泊小学校
 (収容可能者数: 250人)



ろっかしよむら
六ヶ所村交流プラザスワニー
 (収容可能者数: 254人)

- 自家用車や観光バス等により速やかに帰宅可能な観光客等の一時滞在者については、警戒事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。【P】
- 路線バス等の公共交通機関が利用できず、帰宅に時間を要する場合やUPZ外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。【P】
- 一時移転等が必要となった観光客等の一時滞在者は、バスにより関係市町村が指定する避難所へ移動。【P】



UPZ内の観光客数 ※1

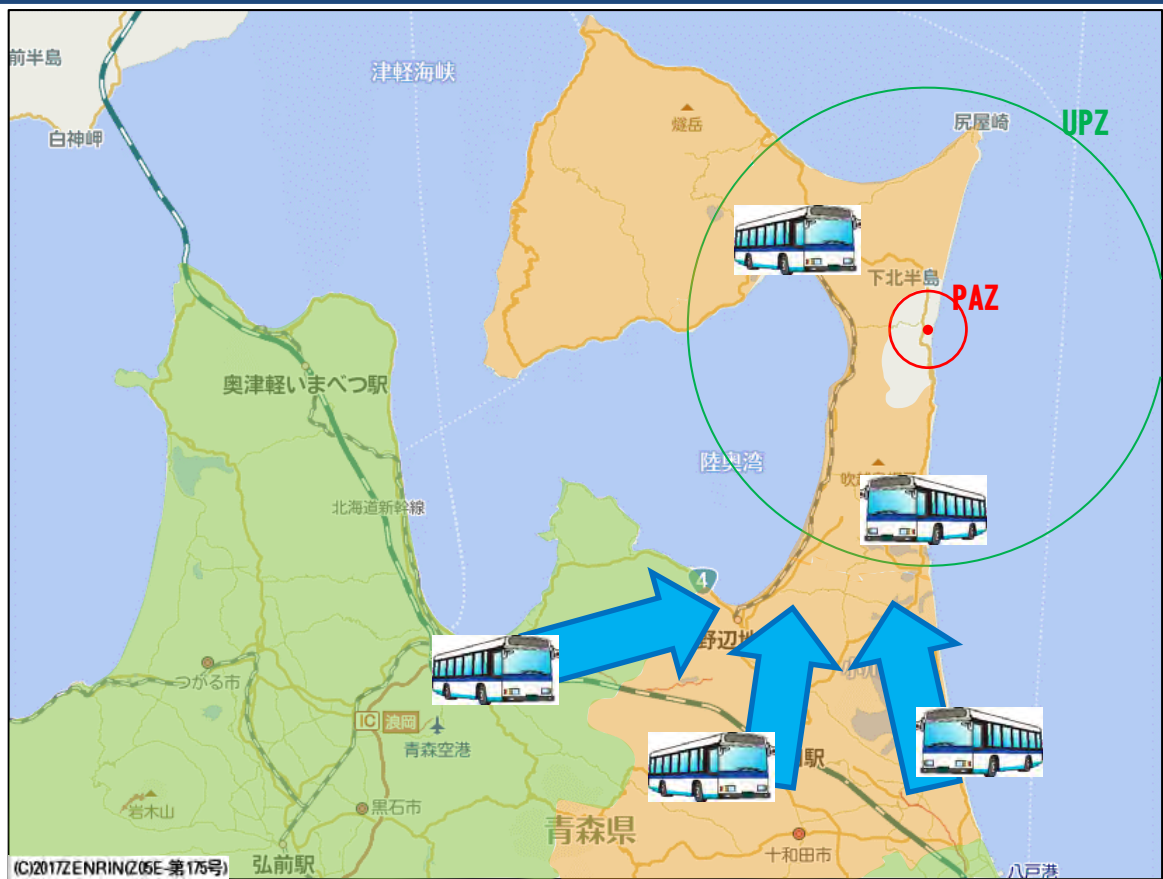
関係市町村	観光客数
ひがしどおりむら 東通村	923人 ※2
むつ市	1,229人
のへじまち 野辺地町	一人
よこはままち 横浜町	3,162人
ろっかしよむら 六ヶ所村	580人
合計	5,894人

各市町村における観光客数：平成28年実績

※1 観光客数については、平成28年5月（UPZ内の入込客ピーク月）の関係市町村UPZ内における1日当たりの数（主な観光地点を集計したもの、出典：青森県観光入込客統計）

※2 東通村については、PAZ内の観光客数も含む

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、青森県及び青森県バス協会が「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、青森県バス協会が、まず^{しもきた}下北地域及び^{かみきた}上北地域のバス事業者と調整し、当該地域内の輸送手段では不足する場合、更に青森県全域のバス事業者と順次調整を行い、必要な輸送能力を確保する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。



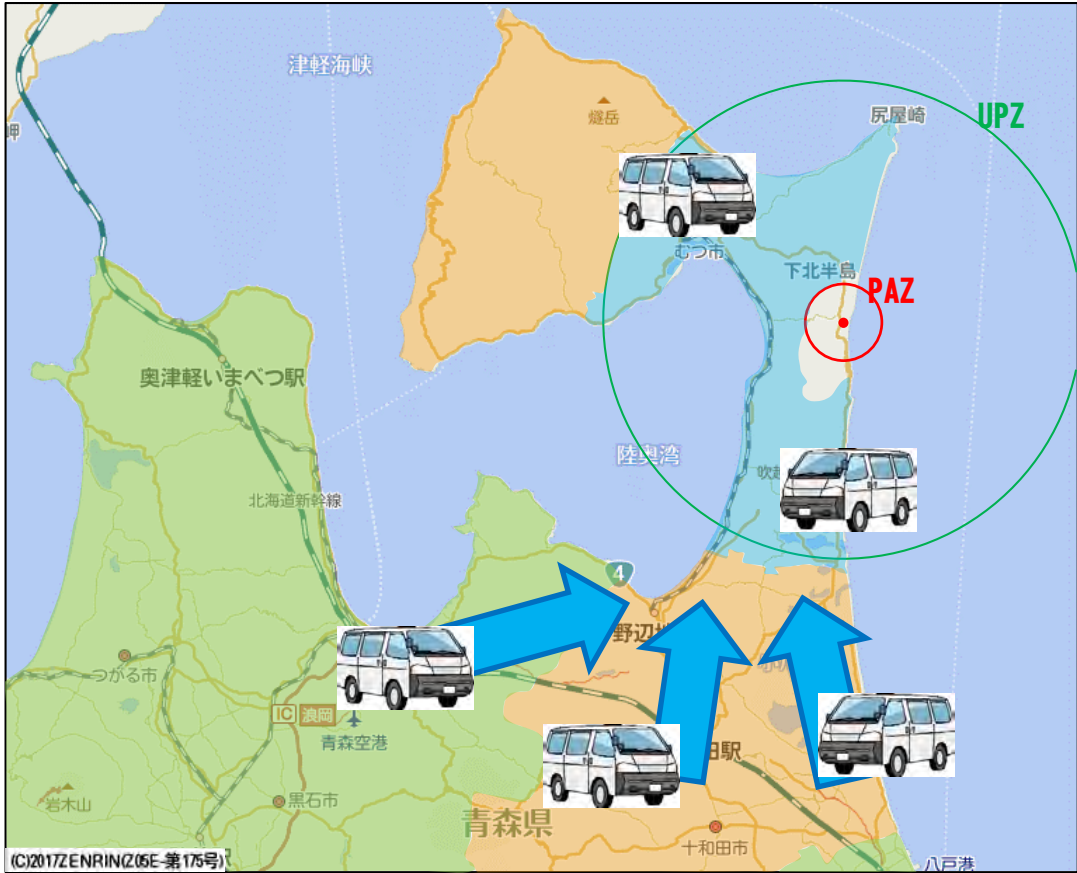
青森県内保有バス台数

地域	保有台数 ※1
^{しもきた} 下北・ ^{かみきた} 上北	477 台 (321台)
上記以外の青森県内各地域	1,136 台 (416台)
合計	1,613 台 (737台)

※1 バス台数については、平成30年1月現在
 ※2 ()内は、貸切バスの台数で内数

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、避難行動要支援者の一時移転で必要となる福祉車両の確保については、青森県、関係市町村及び関係機関が連携し対応。【P】
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、関係省庁が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。【P】



青森県内の関係機関等の福祉車両保有台数等

地域	福祉車両台数 ^{※1}	車椅子搭載可能人数	ストレッチャー搭載可能人数
原子力災害対策重点区域 4市町村	102台	178人	46人
上記以外の 下北・上北地域	●●台	●●人	●●人
その他の青森県内各地域	●●台	●●人	●●人
合計	●●台	●●人	●●人

※1 関係機関等の保有台数については、H28.11現在で青森県が把握している数値

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- 暴風雪や大雪などにより、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、UPZ内の住民等は、天候が回復して安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。【P】
- その後、天候が回復し、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。【P】

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >

